

第3章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、改良を図り、将来の災害に備える事業を推進し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第1節 災害復旧事業の促進

1. 公共土木施設災害復旧事業計画

(1) 河川公共土木施設復旧計画

異常集中豪雨等による洪水、氾濫のために河川護岸の決壊、越流、あるいは堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を被った場合は、遅滞なく応急復旧対策を講ずる。なお、その後の復旧事業については、次のように計画を立てる。

ア 災害の程度により緊急の度合に応じて県へ報告し、国への査定を要望する。

イ 被害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急を実施する。

ウ 災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査把握し、県と協力して緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にして、再度被害を受けないように慎重に検討をし、災害箇所の復旧のみに限らず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事または助成工事等により極力改良的復旧が実施できるよう計画するものとする。

2. 農林水産業施設災害復旧事業計画

災害復旧の実施に当たっては、「1. 公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施行する。なお、復旧事業は、土木部を中心に、関係機関および関係者と協力して災害復旧事業に努め、早期復旧を図る。

3. 都市災害復旧事業計画

都市施設災害復旧事業に当たっては、街路、公園、都市施設等の災害または市街地の堆積土砂による災害等、土木部を中心として住民生活と調整の上、早期復旧を図る。

4. 住宅災害復旧事業計画

公営住宅の災害復旧については、住民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、またはこれらの補修を図るものとする。

5. 文教施設災害復旧事業計画

文教施設の災害は、児童・生徒の生命保護および正常な教育実施の観点から査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。

(1) 再度被害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造、鉄筋造等による不燃頑丈構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。

(2) 災害防止上必要がある場合は設置箇所の移転等についても考慮する。

6. 社会福祉および児童福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉および児童福祉施設は緊急復旧を要するので、工事に必要な資金について、国、県の補助金および福祉医療機構等の融資を活用する。

7. 上下水道災害復旧事業計画

上下水道施設の被災箇所は、住民の日常生活と密接な関係にあるので応急対策を講じつつ、住民生活への影響をできる限り軽減して、早期に復旧を図るものとする。

第2節 災害復旧事業に対する財政援助および資金計画

1. 法律等による一部負担または補助等

災害に対し法律または予算の範囲内において、国が全部または一部を負担し、または補助して行われる財政措置は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針および都市災害復旧事業事務取扱方針について
(昭37. 8. 14 建設省都市局長通達)
- (10) 生活保護法
- (11) 児童福祉法
- (12) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律
- (13) 売春防止法
- (14) 老人福祉法
- (15) 水道法
- (16) 下水道法
- (17) 災害救助法
- (18) 堆積土砂排除事業
- (19) 開拓者等の施設整備事業
- (20) 簡易水道整備事業
- (21) 災害廃棄物処理事業
- (22) 廃棄物処理施設災害復旧事業
- (23) 火葬場整備事業
- (24) 公的医療機関整備事業

第3節 金融その他の資金対策

1. 中小企業資金融資計画

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

(1) 被害額の調査

災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握する。

(2) 緊急連絡会の開催

県、関係金融機関、信用保証協会等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。

(3) 政府系金融機関に対する災害特別融資の指導あつせん

被災中小企業者に対し、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等の政府系金融機関の災害特別融資の指導あつせんを行うとともに必要な利子補給を行う。

2. 農林漁業資金融資計画

災害時の農林漁業者に対する融資対策は次のとおりとする。

(1) 農林業者に対する応急融資

ア 災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握する。

イ 災害が「天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）」に基づく政令により、同法の適用災害として低利融資の農業経営資金の融資が行われる場合、必要な利子補給を行うものとする。

ウ 上記資金の貸付実行までには、相当の期間を要するので、この間の応急対策として、「つなぎ融資」の措置が講じられる場合、必要に応じて利子補給を行うものとする。

(2) 漁業者に対する応急融資

ア 災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握する。

イ 災害が天災融資法の適用を受けた場合、漁業の経営に必要な資金の融資を受けられ場合、必要な利子補給を行うものとする。

第4節 被災者の生活確保に関する計画

1. **生活福祉資金（福祉資金（旧災害援護資金））**
資料編のとおり。
2. **母子福祉資金貸付金および寡婦福祉資金貸付金**
資料編のとおり。
3. **生活保護の申請**
生活保護法の適用
4. **災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給および災害援護資金の貸付**
資料編のとおり。
5. **被災者生活再建支援金の支給**
資料編のとおり。
6. **児童救済金**
資料編のとおり。

資料編：生活福祉資金（福祉資金（旧災害援護資金）） 母子福祉資金貸付金および寡婦福祉資金貸付金 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給および災害援護資金の貸付 被災者生活再建支援金の支給 児童救済金

第5節 激甚災害の指定に関する計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による措置は次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅施設災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 堆積土砂排除事業
 - ア 公共的施設区域内
 - イ 公共的施設区域外
- (13) たんすい排除事業

2. 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業等の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行うたんすい排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

3. 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する特例
- (3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

4. その他の特別財政援助および助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 私立学校振興会の業務の特例
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子および寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

- (8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (9) 公共土木施設、農地および農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等
- (10) 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

5. 激甚災害指定基準（改正平成28年2月9日）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定およびこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- (1) 法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - ア 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号および第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県および市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%を超える災害
 - イ 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県および市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - (ア) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える都道府県が1以上あること。
 - (イ) 1の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%を超える都道府県が1以上あること。
- (2) 法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - ア 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設および林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
 - イ 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%を超える都道府県またはその査定見込額がおおむね10億円を超える都道府県が1以上あるもの
- (3) 法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第5条の措置または農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

 - ア 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具および水産動植物の養殖施設をいう）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
 - イ 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される災害
- (4) 法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の都度その被

害の実情に応じて個別に考慮する。

- ア 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
- イ 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%を超える都道府県が1以上あるもの
- (5) 法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
- ア 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害
- イ 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%を超える都道府県またはその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が1以上あるもの
- (6) 法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- ア 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第2次産業および第3次産業国民所得に中小企業付加価値率および中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害
- イ 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県またはその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が1以上あるもの
- ただし、火災の場合または法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- (7) 法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）および第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。
- ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
- (8) 法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当とする災害とする。
- ア 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害
- イ 次の要件のいずれかに該当する災害
- ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じて特例的措置を講ずることがあるものとする。
- (ア) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で200戸以上またはその区域内の住宅戸数の1割以上である災害
- (イ) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で400戸以上またはその区域内の住宅戸数の2割以上である災害
- (9) 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設および公立学校施設小災害に係る措置にあっては法第2章の措置が適用される災害、農地および農業

用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。
 (10) 上記の措置以外の措置は、災害の発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

6. 局地激甚災害指定基準（改正平成28年2月9日）

激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定およびこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するものおよび法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置ならびに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設および公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項および第4項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第5条、第6条および第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る））、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第11条の2の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第12条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1）次のいずれかに該当する災害

- ア 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号および第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。）
 - （ア）当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）
 - （イ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村
 - （ウ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村
- イ アの公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみてアに掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）

（2）次のいずれかに該当する災害

- ア 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設および林道の災害復旧事業をいう）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具および水産動植物の養殖施設をいう）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）
- イ アの農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみてアに掲げる災害に明らかに該当する

- こととなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害
- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が、1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。